法務省管在第１４３３号
平成３１年３月４日

地方入国管理局長　殿
地方入国管理局支局長　殿

法務省入国管理局入国在留課長　丸　山　秀　治
（公印省略）

介護福祉士養成施設を卒業して介護等の業務に従事する留学生の取扱いについて（通知）

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条により，介護福祉士となるためには介護福祉士の登録を受けることが要件となっているため，在留資格「介護」への在留資格変更許可に際しては介護福祉士登録証の写しの提出を求めているところです。

一方，平成２９年度から平成３３年度までの間に介護福祉士養成施設を卒業する者が社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２５号）の附則第６条の３の適用を受け，経過措置として介護福祉士の国家試験に合格することなく介護福祉士となる資格を取得するためには，介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の４月１日から５年間継続して介護等の業務に従事する必要があるところ，介護福祉士登録証の写しの提出は４月１日以降になる可能性が高く，同日までに在留資格「介護」への在留資格の変更が許可されず，附則の適用を受けられない留学生が発生することが判明しており，当該者の取扱いについて，平成３０年２月１４日付け法務省管在第１０９３号通知（以下「１０９３号通知」という。）をもってお知らせしていたところですが，今般，介護福祉士養成施設を卒業して介護等の業務に従事する留学生については，下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお，管下出張所長に対しては，貴職から通知願います。

おって，本通知をもって１０９３号通知は廃止します。

記

１　本件取扱いの概要

平成３３年度までに介護福祉士養成施設を卒業した留学生が社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する介護等の業務に従事する場合

は，介護福祉士登録証を受領するまでの間，「留学」から「特定活動」への在留資格の変更を許可し，介護等の業務に従事することを認める。

2　審査事務の取扱い

（１）立証資料

ア　申請書（Ｕ）

イ　申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料

（ア）労働契約を締結する場合は，労働基準法１５条１項及び同法施行規則５条に基づき，労働者に交付される労働条件を明示する文書の写し

（イ）雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は，業務従事に係る契約書（複数の機関との契約に基づいて業務に従事する場合は，その全ての機関との間の契約書の写し）

ウ　勤務先の事業内容，設立等に係る許可又は指定を受けた年月日等が明記されている案内書

エ　本邦の介護福祉士養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書（又は卒業見込み証明書）

（２）審査

入国・在留審査要領第１２編第２章第１６節の２第１の４に準じて審査する。

（３）決定する在留期間

４月

（４）指定活動

次のとおり活動内容を指定する。

本邦の公私の機関との契約に基づいて社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護等の業務に従事する活動

（５）留意事項

ア　卒業見込証明書をもって申請を受け付けて差し支えないが，卒業証書の写し又は卒業証明書の提出をもって許可する。

イ　「留学」から「介護」への在留資格変更許可申請中の者については，申請時に介護福祉士登録証の写しが提出されている場合を除き，申請内容変更申出により対応する。

（６）配偶者又は子の取扱い

ア　審査

入国・在留審査要領第１２編第２章第２５節第１の４及び５に準じて審査する。

イ　決定する在留期間

　　４月

ウ　指定活動

　　次のとおり活動内容を指定する。

「特定活動」の在留資格をもって在留する（国籍）人（個人名）と同居し，かつ，当該（国籍）人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）